とやまっ子インフルエンザ予防接種助成事業委託契約書

富山県(以下「甲」という。)と、公益社団法人富山県医師会(以下「乙」という。)の会員の医療機関のうち、本事業の実施に協力することを承諾している医療機関(以下「協力医療機関」という。別紙協力医療機関一覧表のとおり。)から契約に関する委任を受けた乙との間に、次の条項により委託契約を締結する。

(委託業務)

第１条　甲は、次に掲げる業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(1) 委 託 業 務 名　　とやまっ子インフルエンザ予防接種助成業務

(2) 委託業務の内容　　別紙「とやまっ子インフルエンザ予防接種助成事業実施要領」(以下「要領」という。)のとおり

(委託業務の処理)

第２条　委託業務は前条第２号に規定する要領に従い、乙の会員の協力医療機関で行うものとする。

２　委託業務の実施に当たっては、協力医療機関において、とやまっ子インフルエンザ予防接種助成事業の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

(委託期間)

第３条　委託業務の実施期間は、令和４年10月１日から令和５年３月31日までとする。

(委託料)

第４条　甲は、協力医療機関に対し、委託料として、１回当たり金3,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)にインフルエンザ予防接種（以下「予防接種」という。）を実施した数を乗じて得た額を支払うものとする。ただし、協力医療機関が設定する予防接種に係る料金が　１回当たり金3,000円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)に満たない場合は、実費額に予防接種を実施した数を乗じて得た額を支払うものとする。

２　協力医療機関は、委託業務の実施に当たり、要領に定める予防接種料等届出書により、設定した予防接種に係る料金をあらかじめ甲に届け出るものとする。

(契約保証金)

第５条　契約保証金は、免除する。

(報告または調査等)

第６条　甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、乙または協力医療機関に必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

２　甲から前項の照会があった場合、乙または協力医療機関は速やかに対応するものとする。

（委託業務の内容の変更）
第７条　甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部または一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間または重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（委託料の支払等）
第８条　協力医療機関は、毎月の委託業務が完了したときは、要領に定める実施報告書兼請求書にとやまっ子インフルエンザ予防接種券（以下「接種券」という。）を添えて、翌月10日までに甲に提出するものとする。
２　甲は、前項の実施報告書兼請求書及び接種券の提出を受けた時は、速やかに内容を検査しなければならない。
３　甲は、前項に規定する検査において、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められるときは、その日から起算して30日以内に委託料を協力医療機関に支払うものとする。
４　協力医療機関において、要領に定める対象者の確認をせずに委託業務を実施した場合、または要領に定めのない業務または請求を行った場合は、甲から請求額は支払われないものとする。

（再委託の禁止）
第９条　乙及び協力医療機関は、委託業務の全部または一部の処理を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（譲渡の禁止）
第10条　乙及び協力医療機関は、甲が乙に委託する業務の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

（甲の催告による解除権）
第11条　甲は、乙又は協力医療機関が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
(1)　正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
(2)　履行期間内に委託業務を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
(3)　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）
第12条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部または一部を解除することができる。
(1)　乙又は協力医療機関が第10条に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(2)　乙又は協力医療機関が委託業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
(3)　乙又は協力医療機関が委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(4)　委託業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙又は協力医療機関が履行をしないでその時期を経過したとき。
(5)　前各号に掲げる場合のほか、乙又は協力医療機関がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
(6)　乙又は協力医療機関が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
(7)　乙又は協力医療機関がこの契約の解除を申し出たとき。
(8)　乙又は協力医療機関が次のいずれかに該当するとき。
ア　役員等（乙又は協力医療機関が個人である場合にはその者を、乙又は協力医療機関が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
キ　乙又は協力医療機関が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙又は協力医療機関に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
ク　公正取引委員会が、乙又は協力医療機関に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。
ケ　公正取引委員会が、乙又は協力医療機関に違反行為があったとして独占禁止法第

62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

コ　乙又は協力医療機関（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条による刑が確定したとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第13条　第11条各号又は前条第１項各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（損害賠償請求及び違約金）

第14条　乙又は協力医療機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

(1)　履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2)　第11条又は第12条の規定によりこの契約が解除された場合

(3)　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨にしたがった履行をしない場合又は債務の履行が不能である場合。

２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙又は協力医療機関は、前項の損害賠償のほか、委託料の10分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　第11条又は第12条の規定によりこの契約が解除された場合

(2)　乙又は協力医療機関がその債務の履行を拒否し、又は、乙又は協力医療機関の債務について履行不能となった場合

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　乙又は協力医療機関について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2)　乙又は協力医療機関について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3)　乙又は協力医療機関について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当するとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙又は協力医療機関の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当し、乙又は協力医療機関が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から既履行部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に係る法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

（賠償の予約）

第15条　乙又は協力医療機関は、この契約に関して、第12条第８号クからコまでのいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による委託料の10分の２に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)　第12条第８号ク又はケに該当する場合であって、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項に規定する不当廉売に該当するときその他甲が特に認めるとき。

(2)　第12条第８号コに該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

３　前２項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第１項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害のために生じた経費の負担）

第16条　委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙又は協力医療機関が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

（事故及び損害の責任）

第17条　乙又は協力医療機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、乙又は協力医療機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

２　前項の場合において、乙又は協力医療機関に故意または重過失のない限り、その負担と責任について甲乙協議するものとする。

（秘密の保持）

第18条　乙又は協力医療機関は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第19条　乙又は協力医療機関は、この契約による事務を処理するための個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（協議）

第20条　この契約に定めのない事項またはこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和４年９月22日

甲　富山市新総曲輪１番７号
富山県知事　新田　八朗

乙　富山市蜷川336番地
公益社団法人富山県医師会
会長　馬瀬　大助

別　記

個人情報取扱特記事項

第 1　基本的事項

乙又は協力医療機関は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第 2　取得の制限

乙又は協力医療機関は、委託事務を処理するために個人情報を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第 3　秘密の保持

乙又は協力医療機関は、委託事務を処理する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第 4　利用及び提供の制限

乙又は協力医療機関は、甲の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第 5　安全確保の措置

乙又は協力医療機関は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 6　従事者への周知及び監督

1　乙又は協力医療機関は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。

2　乙又は協力医療機関は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第 7　複写又は複製の禁止

乙又は協力医療機関は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第 8　資料等の返還及び廃棄

1　乙又は協力医療機関は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2　乙又は協力医療機関は、委託事務を処理するために甲から引き渡され、又は乙又は協力医療機関が自ら作成し、若しくは取得した個人情報が記録された資料等（前記 1 の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第 9　取扱状況の報告及び調査

甲は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を乙又は協力医療機関に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第10　指示

甲は、乙又は協力医療機関が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適正と認められるときは、乙又は協力医療機関に対して必要な指示を行うものとし、乙又は協力医療機関はその指示に従わなければならない。

第11　事故報告

乙又は協力医療機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第12　損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙又は協力医療機関が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

第13　名称等の公表

甲は、乙又は協力医療機関がこの契約に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙又は協力医療機関から事情の聴取を行った上で、次の（1）から（5）までのいずれかに該当すると認められるときは、乙又は協力医療機関の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

(1)　第 3 の規定に違反し秘密を漏らしたとき。

(2)　第 4 の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。

(3)　第 5 の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報を漏えい、滅失又はき損したとき。

(4)　(1)から(3)までに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。

(5)　(1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき

とやまっ子インフルエンザ予防接種助成事業実施要領

1　目的

令和４年度において、秋から冬のインフルエンザ流行期間において、未就学児の重症化を防止するため、また、新型コロナウイルス感染症への対応とあわせ、医療機関の負担が大きくなることをあらかじめ防止するため、とやまっ子インフルエンザ予防接種助成事業を実施する。

2　実施主体

本事業は、県が関係機関の協力を得て行うものとする。

3　助成対象期間

令和４年 10 月１日から令和５年１月 31 日まで

4　業務の内容

インフルエンザ予防接種（以下「予防接種」という。）への助成

5　助成対象者

県内に住所を有する、予防接種の接種日において生後６か月から小学校就学の始期に達するまでの者

6　助成回数

１人につき２回まで

7　実施体制

県は、「とやまっ子インフルエンザ予防接種助成事業委託契約書」により、予防接種への助成業務に関する必要な委託契約を公益社団法人富山県医師会（以下「県医師会」という。）または公的病院等と締結して行うものとする。

助成の対象となる予防接種は、予防接種を実施できる医療機関のうち、協力が得られた医療機関（以下「協力医療機関」という。）において行われる予防接種とする。

なお、県医師会に加盟している協力医療機関の開設者または管理者は、別紙様式第１号「とやまっ子インフルエンザ予防接種助成事業委託契約委任状」により契約締結に関する権限を県医師会に委任するものとする。また、委任事項に変更があった場合は、改めて上記委任状を県医師会へ提出するものとする。

8　助成の実施

協力医療機関は、助成対象者の確認に必要な手続きを次の通り行うものとする。なお、予防接種に必要な保護者への説明、保護者の同意、接種の判断など、予防接種の実施に必要な手続きについては、従来の医療機関の手続きにより行われるものとする。

(1)　とやまっ子インフルエンザ予防接種券の配置

協力医療機関は、県が配付する、別紙様式第２号「とやまっ子インフルエンザ予防接種券」（以下「接種券」という。）を窓口等に配置し、助成対象者に提供するものとする。

(2)　助成対象者の確認

協力医療機関は、接種券が提出された場合には、市町村が発行する子ども医療

費受給資格証、ひとり親家庭等医療費受給資格証などにより、助成対象者であることを確認し、接種券を受け付けるものとする。

９　事業の実施報告及び委託料の請求

(1)　予防接種料の届け出

協力医療機関は、あらかじめ、様式第３号「予防接種料等届出書」により本事業において実施する予防接種の料金を設定し、県へ提出するものとする。

(2)　実施報告書兼請求書の提出

協力医療機関は、接種券を受け付けて予防接種を実施した場合、原則、実施した月の翌月 10 日までに、別紙様式第４号「実施報告書兼請求書」及び接種券を県へ提出するものとする。なお、予防接種を受けた者が本事業の対象者に該当しない場合又は接種券の紛失等により提出できない場合は、当該接種券に係る請求はできないものとする。

10　助成対象者への予防接種費用の請求

予防接種を受ける者が助成対象者の場合、予防接種にかかる費用は、協力医療機関が設定する予防接種料から、１回あたり 3,000 円を差し引いた金額を徴収するものとする。なお、協力医療機関が設定する予防接種料が 3,000 円以下の場合は、助成対象者から徴収しないものとする。

11　個人情報の保護

この要領に基づく業務の遂行にあたっては、個人情報の取り扱いに十分留意するものとする。

12　その他

この要領に定めのない事項については、県と関係機関とで協議し、別に定めるものとする。

附　則

この要領は、令和２年９月２８日から適用する。

附　則

この要領は、令和３年８月５日から適用する。

附　則

この要領は、令和４年７月１日から適用する。

様式第１号

とやまっ子インフルエンザ予防接種助成事業委託契約委任状

令和　　年　　月　　日

受任者
公益社団法人　富山県医師会長　様

委任者
※「請求書」の請求者と同じであること
医 療 機 関 名
開設者又は管理者　　印
医療機関所在地
医療機関電話番号

私または当医療機関は、富山県が実施する「とやまっ子インフルエンザ予防接種助成事業」の実施に協力することを承諾いたします。

つきましては、公益社団法人富山県医師会長を代理人に定め、富山県と「とやまっ子インフルエンザ予防接種助成事業委託契約」を締結する権限を委任します。

様式第２号

未就学児用

とやまっ子インフルエンザ予防接種券

（ふりがな）	
受ける人の氏名	
住　　所	
生 年 月 日	平成・令和　　年　　月　　日
年　　齢	満　　歳　　か月
接 種 回 数	１回目　・　２回目
接　種　日	令和　　年　　月　　日

・接種回数に〇をつけて下さい。

上記のとおり相違ありません。また、本接種券が医療機関から富山県に提出されることに同意します。

保護者署名　　（自署）

（医療機関記入欄）

助成対象者であることを確認し、予防接種を実施しました。

令和　　年　　月　　日

医療機関名

医師署名または記名押印

MAKE TOYAMA STYLE
BEYOND CORONA,WITH US

富山県

様式第３号

予防接種料等届出書（とやまっ子インフルエンザ予防接種助成事業）

令和　　年　　月　　日

富山県知事　殿

※「委任状」の委任者と同じであること

医 療 機 関 名

郵　便　番　号

所　　在　　地

開設者又は管理者　　印

令和４年度とやまっ子インフルエンザ予防接種助成事業における、予防接種料について、次の通り届け出ます。また、事業実施後に請求する費用は、以下の口座に振り込み願います。

【予防接種料】

区　　分	単　　価
１回目	円
２回目	円

※消費税及び地方消費税に相当する額を含む金額を記載してください。

【振込先口座】

□昨年度と同じ　　□新規・昨年度より変更（下記のとおり）

金融機関名	銀　　行 信用金庫 信用組合	本店（所） 支店（所） 出張所
預 金 種 別	普通　・　当座	
口 座 番 号		
フ リ ガ ナ		
口 座 名 義		

様式第４号

実施報告書兼請求書（とやまっ子インフルエンザ予防接種助成事業）

令和　　年　　月　　日

富山県知事　殿

※「委任状」の委任者と同じであること

医 療 機 関 名

所　　在　　地

開設者又は管理者　　印

令和　　年　　月分のとやまっ子インフルエンザ予防接種助成に要した費用を下記の通り請求します。

請求金額　　円

（請求内訳）

区　　分	単　　価	人　　数	金　　額
１回目	円	人	円
２回目	円	人	円

※接種券添付